

さいたま市感染症予防計画（令和6年4月施行）〈概要資料〉

1. 予防計画策定の経緯

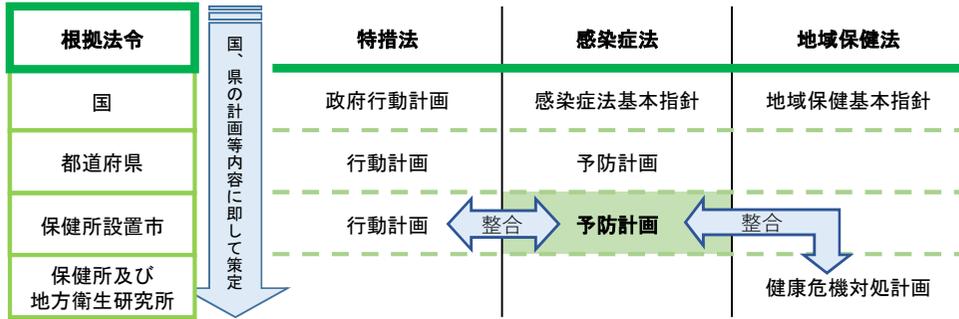
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）が、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて令和4年12月に改正されたことにより、次の感染症危機に備えるため、都道府県が平時に定める予防計画について、以下の3点が規定された。（令和6年4月1日施行）

- ①保健・医療提供体制に関する記載事項を充実させる
- ②感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして、**厚生労働省令で定める体制の確保について数値目標を定める**
- ③**保健所設置市は都道府県の計画を踏まえ新たに平時に予防計画を策定する**

2. 計画の位置づけ

本市で策定する予防計画は、感染症を予防するための施策の実施に関して、感染症法に基づき、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成11年厚生省告示第115号。以下「基本指針」という。）及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県（埼玉県）が定める予防計画に即して策定するもの。

また、予防計画の作成に当たっては、地域保健法（昭和22年法律第101号。）に基づく健康危機対処計画や、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づく行動計画と整合を図る必要があるほか、都道府県医療計画の内容も踏まえた作成が求められる。



3. 計画の主な記載事項

第1 感染症予防の推進の基本的な方向

- 埼玉県感染症対策連携協議会を通じて予防計画に基づく取組状況を毎年報告・進捗確認を行うことにより、PDCAサイクルに基づく検証を行う。
- 基本指針及び県の予防計画が変更された場合には、市の予防計画に再検討を加え、必要に応じて変更する。

第2 感染症の発生の予防及びまん延防止に関する事項

- 県、国立感染症研究所、医療機関等と連携し、病原体に関する情報を統一的に収集等できる体制を構築するとともに、全国一律の基準、体系で一元的に構築される感染症発生動向調査を実施する。
- 積極的疫学調査を行うに当たっては、保健所、健康科学研究センター等が密接な連携を図ることにより、地域における流行状況の把握や感染経路等の究明を迅速に進めていく。

第3 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究

- 情報の収集、調査及び研究の推進に当たっては、感染症対策の中核的機関である保健所、感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関である健康科学研究センター、本庁の保健部、その他の関係部局が連携を図りつつ、計画的に取り組む。

第4 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上

- 健康科学研究センターが十分な試験検査機能を発揮できるよう、平時から体制整備を行うとともに、有事において過去に検査業務に従事した経験を有する職員を健康科学研究センターに臨時に異動させるなど体制を整備する。
- 感染症の発生初期において検査を担うことを想定し、平時からの研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備の整備、検査試薬等の物品の確保等を通じ、自らの試験検査機能の向上に努める。

★数値目標	流行初期	流行初期以降
①健康科学研究センターの検査の実施能力	100件/日	200件/日
②健康科学研究センターの検査機器の数	4台	4台

第5 感染症の患者の移送のための体制の確保

- 自宅や宿泊施設等から医療機関への移送については、軽症者は保健所又は民間事業者等が行い、中等症の患者は、病状や状況に応じて、保健所、民間救急事業者又は消防署等が行い、重症者は消防署等又は民間救急事業者が行う。
- 移送体制の確保について、市内の救急搬送体制の確保の観点にも十分留意し、移送に必要な資器材等の確保等の役割分担を協議する。

第6 新興感染症発生時における外出自粛対象者の療養生活の環境整備

- 健康観察は、医療機関、医師会、薬剤師会、看護協会や民間事業者等への委託に加え、施設同士、訪問看護ステーション同士の連携も活用し、体制を確保する。
- 生活支援は、県、栄養士会との連携や民間事業者への委託を活用しつつ、食料品等の生活必需品等を支給するなどの支援を行う。
- 高齢者施設等において、医療機関と連携し、必要に応じて感染対策の助言を行うことができる体制を平時から確保する。

第7 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上

- 感染症に関する講習会等を開催するとともに、保健所や健康科学研究センター職員等を国立感染症研究所等で実施される研修会等に積極的に派遣することで研修の充実を図る。
- IHEAT要員（感染症のまん延等健康危機発生時に保健所等の業務を支援する保健師等の専門職）の確保や研修、連絡体制の整備などを通じて、IHEAT要員による支援体制を確保する。

★数値目標	平時
保健所職員及び市職員に対する研修及び訓練実施回数	7回程度/年

第8 保健所の体制の確保

- 感染症対策に関連する部署間の役割分担や連携内容を平時から調整するとともに、感染症対策に関連する部署以外を含めた全庁的な体制整備についても、あらかじめ検討しておく。
- 感染症のまん延が長期間継続することも考慮し、必要となる保健所の人員数を想定し、感染症発生時においてその体制を迅速に切り替えることができるようにする。
- マネジメントを行う管理職を含めた全庁の応援職員などの人員体制、受入体制の構築を図る。

★数値目標	平時	流行初期
①流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対応する人員確保数		275人/日
②即応可能なIHEAT要員の確保数（1年間以内のIHEAT研修受講人数）	15人	

第9 緊急時における対応

- 県が、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認め、必要な措置を定めたときには、市は当該措置の実施に対する必要な協力をするとともに、迅速かつ的確な対策が講じられるよう努める。

第10 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重

- 感染症の予防又はまん延の防止のための措置を行うに当たり、人権を尊重するとともに、患者等への差別や偏見の排除等のため、国及び県に準じた施策を講じる。
- 感染症患者等に関する個人情報は、さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適切に取扱う。

第11 その他の感染症の予防のための施策

- 病院や高齢者施設等において感染症が発生し又はまん延しないよう、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者等に適切に提供する。
- その他、災害防疫、動物由来感染症対策、外国人への対応、薬剤耐性対策などを定める。